

2011年3月8日

アストラゼネカ株式会社

代表取締役 加藤 益弘 殿

薬害イレッサ訴訟統一原告団

代表 近澤 昭雄

代表 清水 英喜

薬害イレッサ訴訟大運動大阪実行委員会

代表 森脇 君雄

薬害イレッサ事件の早期・全面解決を求める申入書

2011年2月25日大阪地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、貴社の責任を厳しく断罪しました。判決では、2002年7月の承認当時、イレッサは副作用が少ないとの医療現場の認識が貴社の関与により醸成されていた中において、致命的な間質性肺炎についての添付文書における注意喚起が不十分であったとして、製造物責任法に基づく指示・警告上の欠陥が認められるとしています。

このように大阪地裁判決は、イレッサによる副作用被害について、人為的に引き起こされた被害、すなわち薬害であることを認めたのです。

この予想外の薬害により、多くの肺がん患者が残された大切な生命を奪われました。患者と遺族の無念は察するに余りあります。

公共性の高い製薬企業として、貴社には重大な社会的責任があります。貴社は、1月7日に裁判所が出した和解勧告を拒否しましたが、判決で責任が明確に断罪された以上、控訴してこれ以上争いを続けることは許されません。

よって、あらためて貴社に対し、これ以上の不当な争訟を続けることなく、直ちに薬害イレッサ事件の解決のための話し合いの席に着き、原告全員の救済、未提訴被害者の救済を含めた、2010年8月25日付け全面解決要求書に基づく薬害イレッサ事件の全面解決をはかるよう申し入れます。

以上